

平成 23 年度 税制改正（租税特別措置）要望事項（延長）

（総務省（経済産業省他と共同要望））

制度名	メーリングサービス業に対する中小企業等基盤強化税制の延長				
税目	所得税、法人税				
要望の内容	<p>適用期間内に対象設備（機械及び装置、又は器具及び備品）を取得により事業の用に供する青色申告書を提出するメーリングサービス業を営む一定の法人又は個人に対する税額控除（取得価格の 7%）又は特別償却（特別償却率：30%）の適用期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械及び装置 1 台又は 1 基の取得価格が 280 万円以上の設備</li> <li>・器具又は備品 1 台又は 1 基の取得価格が 120 万円以上の設備</li> </ul> <table border="1" data-bbox="874 808 1490 927"> <tr> <td data-bbox="874 808 1219 927">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 808 1490 927">18 百万円 （ 31,900 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	18 百万円 （ 31,900 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	18 百万円 （ 31,900 百万円）				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 メーリングサービス事業者に対する税制支援は、郵便物作成設備の円滑な導入等を通じた業務の合理化・効率化を推進し、事業者の経営基盤の強化を図ることにより、メーリングサービス事業者を通じて郵便物を差し出す企業の合理化に貢献するとともに、郵便利用を通じた内需の振興と雇用の促進に資することとなるものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年、企業がダイレクトメールや請求書その他の各種金銭関係書類の送付等で郵便を利用する際、その郵便物の作成・差出しをメーリングサービス事業者に対して委託（アウトソーシング）するケースが増加しているところ。 しかしながら、メーリングサービス業界は、中小企業が圧倒的に多く、十分な受注体制が整っておらず、郵便物を差し出す企業の多様化・高度化するニーズにこたえ、迅速かつ正確なサービスを提供するためには、機械化による業務の合理化・効率化が喫緊の課題となっている。 そこで、郵便物作成設備の導入によって業務の合理化・効率化を推進し、経営基盤の強化を図ることにより、メーリングサービス事業者を通じて郵便物を差し出す企業の合理化に貢献するとともに、郵便利用を通じた内需の振興と雇用の促進にも資することとなるものである。</p>				

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	日本メーリングサービス協会に加盟するメーリングサービス事業者は約 200 社であり、まず、これら約 200 社に郵便物自動製作機及びあて名別自動封入封緘機が行き渡ることを本政策の達成目標とする。 なお、上記設備については、バックアップ用を持つ必要があるため、台数としては 400 台(200 社×2 台=400 台)を具体的目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間(平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)
		同上の期間中の達成目標	平成 24 年度末の時点における達成目標としては、上記目標の 80%に当たる 320 台(400 台×0.8=320 台)とする。 ・郵便物自動製作機 平成 23 年度(10 台)、平成 24 年度(10 台) 平成 24 年度末達成予定台数 326 台 ・あて名別自動封入封緘機 平成 23 年度(10 台)、平成 24 年度(10 台) 平成 24 年度末達成予定台数 323 台
		政策目標の達成状況	本税制を活用することにより、メーリングサービス事業者における設備の導入は着実に進展しており、前回要望時の目標を達成している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	平成 23 年度 郵便物自動製作機 10 台、あて名別自動封入封緘機 10 台 等 減収見込額 18 百万円
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	メーリングサービス事業は、中小企業が圧倒的に多く、事業者の経営規模は必ずしも大きなものではないため、最新の機械設備の導入による経営基盤の安定・強化は重要な課題であることから、今後とも本施策の活用が期待されるものである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>本税制の適用を受ける典型的な設備を例にとると、郵便物自動製作機及びあて名別自動封入封緘機は、業務の合理化・効率化に大きく役立つ設備であり、業界も導入を強く望んでいるものであるが、平均仕様がいずれも約2,500万円と経営基盤が脆弱な中小企業にとっては高価なため、その導入がいまだに十分には進んでいない状況にある。</p> <p>このようなことから、引き続き当該措置を延長することにより、必要な設備の導入を促進することが必要である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便物自動製作機の取得状況 平成20年度(12台)、平成21年度(10台)、平成22年度(10台)(見込み)</li> <li>あて名別自動封入封緘機の取得状況 平成20年度(12台)、平成21年度(10台)、平成22年度(10台)(見込み)</li> </ul>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本税制が設備投資の動機付けとなることにより、メーリングサービス事業者における設備の導入は着実に進展しており、年間平均10台の導入目標を達成している。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>平成22年度末の時点における達成目標として、政策達成目標の75%に当たる300台(400台×0.75=300台)</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便物自動製作機 306台(76.5%)</li> <li>あて名別自動封入封緘機 303台(75.8%)</li> </ul>
これまでの要望経緯	<p>○昭和62年度制度創設</p> <p>○メーリングサービス業については平成4年度の税制改正要望において認められ、平成5年度、平成7年度、平成9年度、平成11年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度、平成19年度及び平成21年度に延長が認められた。</p>	